

心理的瑕疵(人の死)に関する告知)報告書

物件の心理的瑕疵(人の死)について、物件調書の別紙として以下のとおり報告いたします。

☐ 過去にそのような事実はない。

☐ そのような事実を、知らない。

☒ 過去に、下記事案があった。

☒ 事案の発生時期 平成 30 年 5 月

☒ 事案の発生場所 当該地に存在していた旧学校共済住宅

☒ 死因 自殺

☒ その他1 教育委員会で保管している当時の記録では、本件について警察から事件性はないとの報告を受けています。

☒ その他2 当該地(分筆前の地番: 深川市稲穂町2丁目2705番2)には市有財産の旧学校共済住宅及び旧新規就農者受入住宅がありましたが、令和7年9月に解体撤去しています。

本来、宅地建物取引業法第47条第1項における「重要事項の告知義務」や、国土交通省が定める「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」については、宅地建物取引業者を適用対象としたものですが、今回、それらの関係法令などを参考とした上で、人の死に関する事案を予め告知することで、後日の紛争を防止する観点から本報告書を作成しています。

令和 8 年 7 月 8 日

担当: 深川市教育委員会学務課管理係